

BCJ-SAR ISOだより Vol.30

財団法人 日本建築センターシステム審査部
〒101-8986 東京都千代田区外神田 6-1-8
TEL : 03-5816-7522 / FAX : 03-5816-7544
E-mail : sinsa@bcj.or.jp
発行日 : 2011年2月2日

「ISOだより」の所有権はシステム審査部に帰属します。

システム審査部の“ISO9001審査統一ルール”をお伝えします! - 第2弾 -

「ISOだより」は、申請及び認証企業の皆様への情報提供を行うための季刊紙として、2003年10月に第1号を発行して以来、現在までに、29号発行させていただきました。

その間、当センターにご登録いただいている認証企業の方や審査員から、ISOの取組状況や、審査に際しての考え方等についてご寄稿いただき、「我が社のISO」や「審査員の目」としてご紹介すると共に、その時々々のISOに係る情報や当センターからのお知らせ等を掲載してまいりました。

また、今までに、ISO9001及びISO14001の審査にあたってのシステム審査部の「規格解釈を含む審査方針」についてご紹介し、大変ご好評を得ました。

この度、ISO9001の「規格解釈を含む審査方針」第2弾として、昨年9月に東京及び大阪で開催いたしました「認証組織の集い」において、当センターから発表させていただいた「JISQ9001規格の統一解釈とシステム審査部の審査統一ルール」及び質疑応答のご紹介をさせていただきます。

内容につきましては、当センターが行いましたプレゼンテーションに用いた資料を掲載しておりますが、必要に応じ、解説を追記しております。

今後、皆様方のシステム改善等のお役に立つことができれば幸いです。

また、記載内容につきまして、ご意見等がございましたら、是非お知らせください。当センターの今後の課題として検討させていただきます。

「認証組織の集い」においてプレゼンテーションさせていただいた資料を掲載させていただきます。必要に応じ、解説を掲載いたしました。

資料

■ システム審査部の審査統一ルール

■ JIS Q 9001規格の統一解釈

認証組織の集い

大阪：2010年9月3日
東京：2010年9月10日

財団法人 日本建築センター システム審査部



BCJ-SAR

1

■ 審査員の判断の統一化を図るための取り組み

外部からの情報 ・ JAB認定審査結果 ・ 規格・基準の改定 ・ 関係者からの情報	内部の情報 ・ 内部監査結果 ・ 審査員からの意見 ・ 審査員評価結果	その他 研修会での成果等
----------------------------------------------------	----------------------------------------------	-----------------


↓ ↓ ↓

審査員会議において議論（年4回開催）

↓

決定事項をBCJ-SARの審査業務に係る規程として発行

- ◆ BCJ-SARの統一見解
- ◆ 「審査手順」と「規格解釈」の2部構成
- ◆ 全登録審査員は順守義務



BCJ-SAR

3

解説：システム審査部では、審査の公平性を保つため、審査員会議において、審査員の判断の統一化を進める取り組みを行っています。
「外部からの情報」の中の「関係者からの情報」には、皆様からの情報も含まれます。

今回のテーマ：

■ I. 審査手順に係る統一ルールについて

1. 審査計画
2. サンプルングのあり方
3. 設計外注
4. 是正処置の内容
5. 建設工事現場審査の取扱い（その1～3）



BCJ-SAR



3

今回のテーマ：

■ II. JISQ9001規格要求事項に照らした審査方針について

1. 文書化に関する要求事項
2. 品質マニュアル
3. 顧客重視
4. 管理責任者
5. 力量、認識及び教育・訓練
6. インフラストラクチャー
7. 作業環境
8. 製品実現の計画
9. 顧客関連のプロセス
10. 購買情報
11. プロセスの妥当性確認
12. 継続的改善



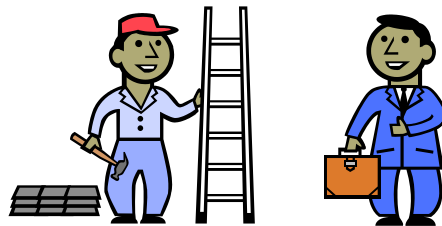
BCJ-SAR



4

I. 審査手順に係る統一ルールについて

1. 審査計画
2. サンプルングのあり方
3. 設計外注
4. 是正処置の内容
5. 現場審査実施の取扱い(その1~3)



BCJ-SAR



5

1. 審査計画

■ 柔軟な審査計画

組織の実情に合わせて適切な審査計画を立てます。

- ①部門毎に時間を区切った計画
- ②班分けの際、1名が同じ時間に対象にならない計画
- ③業務の流れに沿った計画

柔軟な審査計画のために、
情報提供をお願いします。



BCJ-SAR



6

解説：小規模組織で、主要な役職を1名で兼務している場合や兼務者が多い状況であるなど、組織の実情により柔軟に審査計画を立案いたします。

2. サンプルのあり方

- ★ 審査においては、様々なサンプリングがあり得ます。
(例：部門、製品の種類、工事案件、協力業者)
- ★ 限られた時間の中で有効な審査を実施し、審査の目的を達成するためには、効果的なサンプリングが必須です。
- ★ サンプルは審査結果の信頼性に大きく影響致します。



十分な信頼が得られるように留意する必要があります。



BCJ-SAR



7

■ サンプルにおける留意点

- ① 審査員側の主動によりサンプリングします。
- ② QMSや製品品質の影響度などを考慮します。
(例えば、重要な領域はサンプリングの頻度を上げます。)
- ③ 認証範囲全体をサンプリングの対象とします。
(建設業の場合は、小規模工事も対象となります。
偏ったサンプリングは避けます。)



※ 全ての工事案件が載っている工事台帳等の提示を求めるともあります。



BCJ-SAR

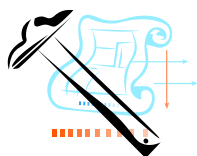


8

3. 設計外注の審査

建築設計事務所及び建設会社での設計に係る審査では次の点を確認しております。

- ① 設計外注の有無
- ② 設計外注の具体的な内容
(構造計算、パース、図面作成など)
- ③ 購買情報として、外注先の要員の適格性確認
- ④ 設計外注に対する管理方法とその適切性
(外注先に対する評価を含む)



BCJ-SAR



9

解説：このルールを定めた背景には、「構造計算偽装問題」の発生や、「設計外注の不備に起因する行政処分」等があります。これらを受けて、システム審査部では設計外注の重要性を鑑み、このようなルールを定めました。

4. 是正処置報告に対する確認

審査での不適合に対する是正処置が計画で報告された場合、次の点について注意し、確認しております。

- ① 再発防止対策としての手順等の変更について、具体的にどのように変更されるのか。
- ② 再発防止対策に係る教育・訓練について、具体的にどのような教育・訓練をするのか。



単に、
「・・・までに〇〇規程を変更する。」
「・・・までに教育を実施する。」
だけでは不十分です。



BCJ-SAR



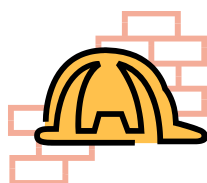
10

5. 建設工事現場審査の取扱い（その1）

① 初回審査 → 必ず実施致します。

★ 製品が複数でも、プロセスに類似性が認められる場合は同類の製品として取扱える場合があります。

例えば、「建築物の施工及び土木構造物の施工」は、建築工事又は土木工事のいずれかを対象とすることもあります。



BCJ-SAR



11

解説：初回審査においては、建設工事現場を確認しないで認証は行いません。

② サーベイランス → 原則として実施致します。

★ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、現場に関する記録類を確認することにより代替することもできます。

- (1) サーベイランス実施期間内に、審査対象となる得る現場がない。
- (2) 現場審査を計画したが、天変地異などやむを得ない事情の場合。



BCJ-SAR



12

解説：稼働中の施工現場は、原則として毎回審査対象としますが、(1)や(2)のやむを得ない場合は、施工現場に行かず、本社などの事務所で、工事物件の記録を審査することで代替できるとしています。

③ 再認証審査 → 原則として実施致します。

★次の(1)及び(2)の両方に該当する場合、現場に関する記録類を確認することにより代替することもできます。

- (1) 有効期間内に行ったそれぞれのサーベイランスにおいて、現場審査を実施している。
(サーベイランスを2回/年実施している場合は、1年毎に1回現場審査を実施していること。)
- (2) 現場でのQMS実施状況が良好である。



→ 現場に関する不適合（重軽は問わない）が過去3年間で2件以下

BCJ-SAR



13

5. 建設工事現場審査の取扱い（その2）

■ 現場審査が実施できない状況に陥った場合



※ 現場審査を実施しなければならないにも拘わらず、現場審査が出来ない状況に陥った場合は、次に示すとおり対応致します。

BCJ-SAR




14

解説：再認証審査は、現場審査を実施することで計画しておりますが、サーベイランスと同様、やむを得ない場合は、施工現場に行かず、本社などの事務所で、工事物件の記録を審査することで代替できるとしてあります。

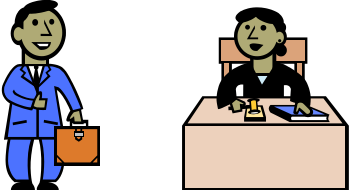
① 審査前に明らかになった場合


→ 審査日程の変更
又は
現場審査のみを延期



② 審査当日に明らかになった場合

→ 現場審査のみを延期



BCJ-SAR  15


■ 現場審査のみを延期する場合の対応

① 日程調整と担当審査員

- ★ 延期した現場審査を担当する審査員は、審査チーム内において調整し決定致します。
- ★ 日程は担当する審査員とご調整いただきます。

② 審査工数について

- ★ 当初予定していた現場審査時間数を別の日に振り替えることと致します。
- ★ 別の日に設定した現場審査を含めた全審査日程にて必審査工数を確保致します。

BCJ-SAR  16

③ クロージングミーティングの取扱い

★ 事務所審査でのクロージングミーティングを有効とし、延期した現場審査終了時には原則として実施致しません。

※ ただし、次のような場合には改めてクロージングミーティングを開催させていただきます。

- (1) 現場審査の結果、軽不適合が多発あるいは重不適合が抽出された場合。
- (2) その他トップマネジメントに対し直接伝達すべき事項がある場合など。



BCJ-SAR



17

5. 建設工事現場審査の取扱い（その3）

■ 設計事務所における現場審査

★ 再認証審査で、常駐監理現場が存在する場合は、現場審査を実施することがあります。



■ 地質調査会社における現場審査

★ データ収集のためのボーリング調査においては、必ずしも現場審査を実施する必要はありません。



※ この場合は、データ分析を行う工程（事務所で行う作業）が、製品実現プロセスとなります。

BCJ-SAR



18

II. JISQ9001規格要求事項に照らした審査方針について

1. 文書化に関する要求事項 (4.2)
2. 品質マニュアル (4.2.2)
3. 顧客重視 (5.2)
4. 管理責任者 (5.5.2)
5. 力量、認識及び教育・訓練 (6.2.2)
6. インフラストラクチャー (6.3)
7. 作業環境 (6.4)
8. 製品実現の計画 (7.1)
9. 顧客関連のプロセス (7.2)
10. 購買情報 (7.4.2)
11. プロセスの妥当性確認 (7.5.2)
12. 継続的改善 (8.5.1)



BCJ-SAR



19

1. 文書化に関する要求事項 (4.2)

① 「文書化された手順」は、各々個別に文書化しなければならないか？

→ 個別に文書化しなくても結構です。

★ 品質マニュアル中に文書化されていても可

② 「・・・を明確にする」「・・・を確実にする」とは、文書化が要求されているか？

→ 必ずしも文書化が要求されておりません。



★必要なことは、
「明確になっている状況」
「確実にになっている状況」



BCJ-SAR



20

③ 手順の文書化はどの程度必要か？

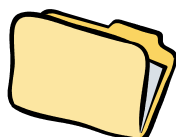
→ 規格で要求される文書化以外は、運用する上で必要とされる程度です。判断は組織に委ねられています。



4.2.1

注記2 文書化の程度は、次の理由から組織によって異なることがある。

- a) 規模及び活動の種類
- b) プロセス及びそれらの相互関係の複雑さ
- c) 要員の力量



BCJ-SAR



21

2. 品質マニュアル (4.2.2)

① 品質マニュアルは、規格項目番号の順番に合わせた形式にした方がよいか？

→ 規格項目番号の順番に合わせた形式にしなくても結構です。ただし、各規格要求事項が品質マニュアルのどこかに記述されていなければなりません。



審査では、各規格要求事項の品質マニュアルにおける記述場所が不明確な場合は、どこに記述されているか確認をさせて頂くことがあります。

※ 規格要求事項に対する記述は、規格の丸写しは好ましくありません。



BCJ-SAR



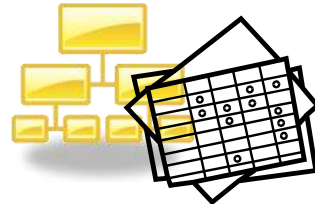
22

② 品質マニュアルにおけるプロセス間の相互関係に関する記述について

→ 各プロセスがどのように関わっているかを記述し、インプット/アウトプットの相互関係が分かる記述が必要です。

★記述方法（表現方法）の例

- ・文章
- ・プロセスフロー図
- ・プロセス表



※ 記述方法及び程度は組織の判断に委ねられています。

BCJ-SAR



23

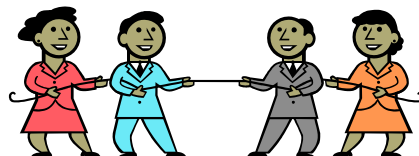
3. 顧客重視 (5.2)

「トップマネジメントは、顧客要求事項が決定され、満たされていることを確実にする (5.2)」に適合するとは？

→ トップマネジメントが顧客要求事項の決定、顧客満足の把握、評価、フィードバックのプロセスに直接関与している。

又は

マネジメントレビュー、プロセスの監視において顧客重視に係るプロセスの有効性をチェックしている状態にある。



BCJ-SAR



24

解説：どのような形であれ、トップマネジメントが管理している状態が重要です。

4. 管理責任者 (5.5.2)

① 管理責任者は、一人である必要はあるか？

→ 一人である必要はありません。管理責任者は複数であっても結構です。

※ 例えば、営業部門と施工部門とにおいて、専門性から両部門を一人の管理責任者が担うことが困難な場合があるので複数でよいこととなりました。



管理責任者が複数の場合、
管理する区分を明確にすることが必要です。



BCJ-SAR



25

解説：責任と権限をはっきりさせておかなければ適切に運用できないと考えられます。複数にする場合は、工夫が必要です。

5. 力量、認識及び教育・訓練 (6.2.2)

① 「必要な力量を明確にする (6.2.2 a) 」とは？

→ 「どのような能力や知識が必要か」を明確にすることです。

※ 経験年数や法的資格等の条件を明確にすることは
区別して認識する必要があります。



BCJ-SAR



26

解説：「力量がある」ことはとても重要です。経験年数や資格は、ある力量を担保する条件という見方もできます。例えば、管理責任者の場合は ①規格に関する知識があること（内部監査員のセミナーを受講し修了証を取得）②製品、プロセス、組織構造、QMS等について精通していること（入社してから10年以上経過）③社長に代わり、社員を指導しまとめることができること（管理者の中から社長が判断する）等が必要な力量としてあげられるのではないのでしょうか。

②「力量を明確にすること(6.2.2a)」は文書化が要求されているか？

→ 必ずしも文書化が要求されていません。しかし、次のことが必要です。

- (1) 誰が力量を明確にするかが決められている。
 (2) 必要な力量が、その仕事を行う要員に認識されている。



BCJ-SAR



27

③「製品要求事項への適合に影響がある仕事に従事する要員(6.2.1)」とは組織内の要員に限定されるか？

→ 組織内に限定されず外注先の要員を含みます。

④「自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識すること(6.2.2d)」の対象者は？

→ 組織内の全要員が対象です。

※ 組織内に限定すると解釈しても結構です。



審査では、オフィスツアー等で直接ヒアリングすることにより確認いたします。



BCJ-SAR



28

解説：③の対象となる要員と④の対象となる要員は必ずしも一致するとは限りません。

⑤ 教育・訓練を実施しなくてもよい場合はあるか？

→ 要員が元々必要な力量を持っている場合、教育・訓練は不要です。

⑥ 「有効性の評価（6.2.2 c）」の対象は？

→ 教育・訓練又は他の処置の全体が対象となります。



BCJ-SAR



29

解説：受審組織で教育計画を立てて、その通り実行している状況も大切ですが、この要求事項は、「必要な力量を明確にする」→「力量がもてるように教育、訓練、又は他の処置をする」→「力量がもてたか評価する」ことですので、審査においてはこれらについて質問します。

6. インフラストラクチャー（6.3）

① 「インフラストラクチャー」を明確にする範囲は？

→ 製品要求事項への適合に影響する範囲です。

※ 対象については、基本的に組織側で決定されます。



審査では、組織が製品要求事項への適合性を考慮した上で対象を明確にしているかを確認し、さらにこれらの維持・管理状況を確認いたします。



BCJ-SAR

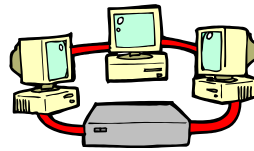


30

② 事務所におけるインフラストラクチャーとは？

→品質上必要な業務（例えば、設計業務、写真整理などデスクワーク等）に関するものが考えられます。

例：事務所、OA機器等



製品品質に影響を与える資機材には、製品要求事項への適合性が維持できるように保守・点検・整備の計画、手順等が必要となります。

BCJ-SAR



31

7. 作業環境 (6.4)

JIS Q 9000 : 2006 3.3.4

作業が行われる場の条件の集まり

注記：条件には、物理的、社会的、心理的及び環境的要因を含む（例えば、温度、表彰制度、人間工学的側面及び大気成分）

JIS Q 9001 : 2008 6.4

注記：“作業環境”という用語は、物理的、環境的及びその他の要因を含む（例えば、騒音、気温、湿度、照明又は天候）、作業が行われる状態と関連している。



JIS Q 9001における“作業環境”は、製品要求事項への適合に影響を与えるものに限定していることが意図されています。



BCJ-SAR



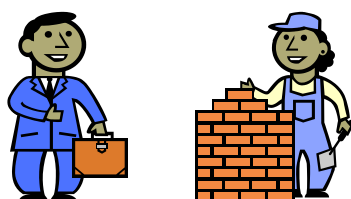
32

例えば、労働安全衛生に係る作業環境は、常に管理対象としなくてもよいか？

→ 製品要求事項への適合に影響すると考えられる場合は管理対象とする必要があります。



審査は、画一的に労働安全衛生まで踏み込んで行いませんが、製品要求事項への適合に影響する場合は審査対象となります。



BCJ-SAR



33

8. 製品実現の計画 (7.1)

① 小規模工事であっても、必ず「品質計画書」を作成しなければならないか？

→ 必要な品質計画があることが確認できる状態であれば、必ずしも「品質計画書」として文書化しなくて結構です。



注文書、依頼書、見積書等を品質計画書として運用することも考えられます。



BCJ-SAR



34

解説：例えば、簡単な工事では共通仕様書を引用するだけでも施工できる場合があります。

② 7.1a)項でいう「品質目標」と5.4.1項でいう「品質目標」とは異なるものか？

→ これらは、内容が異なります。

7.1a)項 → 製品に対する品質目標

5.4.1項 → QMSに対する品質目標

7.1a)項の品質目標に、5.4.1項の品質目標を含んでも結構です。目標の達成に向かって活動していることが重要です。



BCJ-SAR



35

解説：製品に対する品質目標の例としては、「工事評価点向上」「顧客クレーム減少」に関するものが考えられます。一方、これら以外でQMSに対する品質目標の例としては、「施工管理者の要員確保」や「教育訓練」に関するものが考えられます。

「売り上げ高の向上」や、「コスト削減」に関する目標は、品質目標とは見なしません。従って、これらは審査の対象としません。

9. 顧客関連のプロセス (7.2)

- ① 「顧客がその要求事項を書面で示さない場合には、組織は顧客要求事項を受諾する前に確認すること(7.2.2)」とあるが、顧客に確認することが要求されているか？

→ 要求されていません。受諾する前に組織内で確認されていれば結構です。

- ② 契約の変更は、法的要求事項への適合性についての確認も必要か？

→ 必要です。法的要求事項に抵触しない範囲で行うことが前提となっているためです。



BCJ-SAR



36

- ③ 製品に関する要求事項のレビューの記録について

→ 以下の項目(7.2.1項のa)~d))について全てレビューしたことを記録する必要があります。

- 7.2.1 a) 顧客が規定した要求事項
 b) 指定された用途又は意図された用途が既知である場合、それらの用途に応じた要求事項
 c) 製品に適用される法令・規制要求事項
 d) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて



BCJ-SAR



37

10. 購買情報 (7.4.2)

購買情報は文書化されなければならないか？

→ 必ずしも文書化は必要ありません(口頭発注のみでも可)。

何が発注されたかが明確にされ、購買製品の検証(受入検査)が適切に実施されることが必要です。



※ 発注者と受入検査員が同一でない場合は、文書化されていない場合は運用し難いと考えられます。

BCJ-SAR



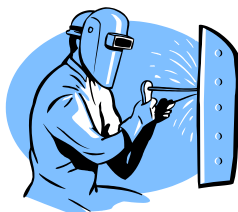
38

11. プロセスの妥当性確認 (7.5.2)

① 対象として考えられるプロセスは？

→ コンクリート打設、溶接、圧接、塗装など

※ どのプロセスが対象となるかについては、原則として組織側で決定されます。



結果として生じるアウトプットがそれ以降の監視又は測定で検証可能かどうか、どのように検証するのかを検討した上で判断する必要があります。

BCJ-SAR



39

② プロセスの妥当性確認方法は？

- (◎) そのプロセスを実行する前の計画に基づく確認試験
(例えば溶接の場合は、溶接施工法確認試験など)
- (○) 過去に実証された施工方法の手順書の「審査・承認」

③ プロセスの妥当性の再確認とは？

- 製品が計画通りの結果が出せていることの再確認
 - ・ある手順を定期的にレビューする方法
 - ・一つのプロジェクトで何回も試してみる方法

妥当性確認に至らなかった場合や、
不適合が生じた場合に実施する活動
ではありません。



BCJ-SAR



40

12. 継続的改善 (8.5.1)

品質マネジメントの原則の8項目の
うちの1つであり、非常に重要です。
その対象は「QMSの有効性」に限定
されています。



① 継続的改善の実施について

- 以下の項に継続的改善に関する要素が含まれています。
審査では、QMSの有効性が継続的に改善されているかど
うかを評価します。

5.3 品質方針	5.4.1 品質目標
5.6 マネジメントレビュー	8.2.2 内部監査 b)
8.4 データの分析	8.5.2 是正処置
8.5.3 予防処置	

BCJ-SAR



42

② 継続的改善の意図及び趣旨

→ 目標達成に向け活動している中で発生するギャップを埋めていくことです。単にある良好な状態を追及することではありません。



改善活動が停止しないことが必要
(連続していなくても、断続的に続いていればOK)



BCJ-SAR



43

ご清聴ありがとうございました



BCJ-SAR



44

プレゼンテーション後の質疑応答

大阪会場、東京会場において、システム審査部のプレゼンテーション後に、ご参加いただいた皆様からのご質問とシステム審査部がお答えした内容について掲載いたします。

(1) 質問：工場構内で作業を協力会社に委託している場合において、どこまでの協力業者の要員が審査の対象となりますか。

回答：少なくとも製品を直接取り扱う協力業者の要員は対象となります。その他の詳細については、状況によって異なります。

(2) 質問：上記の審査対象となる範囲は、契約形態によって決定されますか。また、契約形態そのものがQMS上不適合となる場合がありますか。

回答：審査対象となる範囲は、契約形態によりません。また、契約形態そのものよりも、現にQMSが適切に運用できているかどうかを重視します。従って、よほど大きな契約上の不備があったり、現に運用上の問題が発生していなければ問題となりません。

(3) 質問：プレゼンテーション資料28頁に関し、「品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識すること」に係る要員について、例えば、部課長以上に限定することは不適切でしょうか。

回答：組織の要員全体を対象とすべきですので、組織の全要員が部課長以上で構成される場合は適切ですが、部課長より下位の要員を含む場合は適切ではありません。

(4) 質問：プレゼンテーション資料36頁に関し、契約の変更によって法的要求事項に抵触する場合について、どのような事例があるか示して欲しい。

回答：例えば住宅等建築物において、敷地内の位置を変更したり、2階建てを3階建てに変更したりすると、斜線規制や高さ制限等に抵触してしまう可能性があります。

(5) 質問：プレゼンテーション資料37頁の製品に関する要求事項の記録について、7.2.1a)～d)項についてレビューしたことを記録することが必要と説明されましたが、7.2.2a)～c)項の誤りではないでしょうか。

回答：製品に関する要求事項についてレビューすることが要求され、当該要求事項の内容は、7.2.1a)～d)となりますので、誤りではありません。

(6) 質問：プレゼンテーション資料31頁に関し、事務所におけるインフラストラクチャーについても保守・点検・整備の計画、手順が必要となるように記載されているが、実際はどの程度の範囲で行えばよいでしょうか。また、どの程度の範囲で実施すべきかどうか、システム審査部で具体的に統一されているのでしょうか。

回答：インフラストラクチャーとして管理対象とすべきは、製品要求事項への適合性が維持できるために必要な範囲です。この範囲は、各組織の状況や対象とする製品によるのでシステム審査部としては具体的に定められません。審査においては、組織の状況や対象とする製品を把握した上で適切性をご確認させていただきます。

(7) 質問：先日、ある事務所の活動について別の場所（主たるサイト）で審査が計画されたが、その営業所の担当者が出席できなかったため、記録だけを確認されて不適合を指摘されそうになりました。このような審査はあまり適切とは思えません。多数サイトを有する組織の審査方法を見直していただけないでしょうか。

回答：多数サイトを有する組織については、JABの規定（JAB MS301）に従って実施しております。しかし、状況によっては審査計画の変更も可能で、先日のような場合は、事前に情報をいただくことによって、個別に対応させていただきたいと思います。

編集後記

既にご案内させていただいているとおり、次回「認証組織の集い」は、2011年2月25日に大阪で、3月9日に東京で開催する予定でございます。

今回は、皆様方の企業にお伺いし、実際に審査をさせていただいている現職審査員が常日頃感じている想いについてお伝えし、ご参加の方々と意見交換を進めてまいります。

また、審査の際に審査員からお伝えしております「留意事項」につきましても、中身が変わりますので、併せてご報告させていただきます。

是非ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。



9月10日開催「認証組織の集い」(東京会場)の様子